

必要経費の特例が適用される家内労働者等

自宅で音楽教室を開いて複数の生徒に音楽の指導を行って授業料を受領しているのだが、家内労働者等の必要経費の特例が適用されるのか？

【所得税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12785813772.html>